

## 長野県告示第740号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿南町字西條1766の7
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第741号

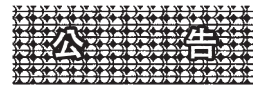
国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間  
平成23年11月29日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域  
中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、上伊那郡宮田村

建設政策課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成23年10月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ごかの風
- 3 代表者の氏名  
園原 幸子
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡阿智村伍和482番地2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地元で採れる食材の活用を通じて地域の食文化を地域内外へ伝え、誰もがつながりをもって楽しく暮らせる地域づくりを行うことを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成23年10月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信濃あすなる会
- 3 代表者の氏名  
戸谷 隆典
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市松代町東寺尾3944番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、「自立生活支援が必要な児童」に対して、業務教育終了後の自立を図るため生活の基盤となる住居を提供し、児童の日常生活上の相談援助・就労支援を行い、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ飯田かなえ店  
飯田市鼎名古熊2182-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社伊藤開発  
飯田市鼎名古熊2217
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前10時	午後8時	午前9時	翌午前0時
株式会社マックスガイ				午後9時
株式会社ティーガイア				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時45分から 午後8時15分まで	午前8時45分から 翌午前0時15分まで

- 4 変更する年月日  
平成23年11月1日
- 5 届出年月日  
平成23年10月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成23年10月31日から平成24年3月1日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称  
豊科都市計画道路 3・5・5号 東町通線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
安曇野市豊科、豊科南穂高の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県安曇野建設事務所、安曇野市都市計画課
- 4 縦覧期間  
自 平成23年11月1日  
至 平成23年11月14日

都市計画課

公告

新田堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年10月31日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

理事

新任

氏名	住所
丸山隆峰	安曇野市豊科3255番地
岡村文男	安曇野市豊科3943番地
岡村貞夫	安曇野市豊科3726番地
桐澤真喜夫	安曇野市豊科4450番地2
大谷義明	安曇野市豊科南穂高924番地3
遠藤浩	安曇野市豊科高家4130番地

重任

氏名	住所
坂楨修一	安曇野市豊科5893番地
細井榮司	安曇野市豊科南穂高6842番地2

退任

氏名	住所
丸山吉仁	安曇野市豊科3623番地2
望月和榮	安曇野市豊科3284番地
千野隆義	安曇野市豊科3817番地1
千野英夫	安曇野市豊科4064番地3
細萱泰光	安曇野市豊科南穂高690番地
福島忠	安曇野市豊科高家4135番地2
内田忠明	安曇野市豊科高家3947番地

監事

新任

氏名 住所  
岡村 敏一 安曇野市豊科3390番地  
横山 進 安曇野市豊科4406番地 3  
重任  
氏名 住所  
三枝 忠臣 安曇野市豊科5825番地 1  
退任  
氏名 住所  
花形 實 安曇野市豊科4456番地  
丸山 隆峰 安曇野市豊科3255番地

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年10月31日

長野県諏訪地方事務所長 池田 秀政

- 1 許可番号 平成23年 8月23日  
長野県諏訪地方事務所指令23諏地建第25-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
諏訪郡富士見町立沢字羽場平815-65、815-169
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
諏訪郡富士見町落合10777  
富士見町長 小林 一彦

建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年10月31日

長野県上伊那地方事務所長 市川 武二

- 1 許可番号 平成23年 3月16日  
長野県上伊那地方事務所指令22上伊地建第13-14号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
伊那市福島233-1の内、233-3、233-4、234-1の内、234-2の内、234-3、234-4、235-1、235-2の内、236、236-2、237、237-2、238、239、239-2、253-1、253-2、253-3、253-4、254-1、254-2、254-3、254-5、254-6、255-1、255-2、255-3、255-4、256-1、256-2、256-3、256-4、257-1、257-2、257-3、257-4、258-1、258-2、258-3、259-1、259-2、259-3、260-1、261-1（第2工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小諸市大字和田483-8  
掛川商事株式会社 代表取締役 掛川 興太郎

建築指導課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成23年10月 31日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

- 1 許可番号 平成23年10月18日  
長野県長野地方事務所指令23長地建第1-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字小布施字上原855-9、861-1、861-2の内、861-5、861-9、881-23（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字須坂1230-50  
信越商事株式会社 代表取締役 上沢 広光

建築指導課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月31日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
平成24年度犀川安曇野流域下水道維持管理事業に伴う汚泥処分業務委託 3,200トン（予定数量）
  - (2) 役務の特質  
下水汚泥（消化脱水汚泥）のセメント資源化による処分
  - (3) 履行期間  
平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 処分汚泥発生場所  
安曇野市豊科田沢6709  
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場
  - (5) 入札方法  
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年 3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者

でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物処分の業（焼却・焼成）の許可を受けた者であること。
- (6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

#### (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成23年10月31日から平成23年12月2日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

電話 0263 (72) 8880

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月14日（水） 午後2時

イ 場所 長野県安曇野庁舎 1階101号会議室

#### (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年12月13日（火） 午後5時（必着）

イ 場所 郵便番号 399-8205

安曇野市豊科4960-1

長野県安曇野建設事務所 総務課

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年12月5日（月）午後5時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県安曇野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

### 6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be purchased :  
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources

dewatered digested sludge,3,200t (planned quantity)

(2) Contract duration:

From April 1,2012 until March 31,2013

(3) Place where the service take place:

Saigawa-azumino Regional Sewerage System Final Treatment Plant

Address:6709 Toyoshina-Tazawa, Azumino-shi, Nagano Prefecture

(4) Contact place for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

General Affairs Section, Nagano Prefectural Azumino Constraction Office

4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano Prefecture

TEL 0263-72-8880

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00P.M. December 14,2011

Place: Conference Room 101 1F Nagano Prefecture Azumino Chosha

(6) Time limit for the tender by post mail:

Time: 5:00P.M. December 13,2011

Place: General Affairs Section, Nagano Prefectural Azumino Constraction Office

4960-1 Toyoshina, Azumino-shi, Nagano

Prefecture 399-8205

生活排水課

### 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成23年10月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

名 称 所 在 地 指 定  
年月日

大谷工業 千曲市大字若宮1305番地174 平成23年  
10月25日

企業局



## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成23年10月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

名	称	所	在	地	廃	止
					年	月
有限会社大谷工業		千曲市大字若宮1305番地174			平成23年	9月30日

企業局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月31日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
教育に関するアンケート調査業務委託
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成24年3月23日まで
- (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局教育総務課  
電話 026 (235) 7423

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年11月10日（木）午後3時  
イ 場所 長野県庁 8階教育委員会室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年11月7日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

教育総務課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月31日

長野県下高井農林高等学校長 飯沼尚隆

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
パーソナルコンピュータ32台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成24年1月1日から平成29年12月31日まで（地方自治法

(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県下高井農林高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者としてします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間並びに交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成23年11月1日(火)から平成23年11月10日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県下高井郡木島平村大字穂高2975

長野県下高井農林高等学校

電話 0269(82)3115

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月2日(金) 午前11時

イ 場所 長野県下高井農林高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年11月30日(水)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったと

きは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県下高井農林高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月31日

長野県中野立志館高等学校長 荒井和人

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ21台及び付属機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年1月1日から平成29年12月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県中野立志館高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
- 中野市三好町二丁目1番53号  
長野県中野立志館高等学校  
電話 0269(22)2141
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年11月18日(金) 午前10時  
イ 場所 長野県中野立志館高等学校 会議室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年11月15日(火)午後3時まで以上に上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもってした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県中野立志館高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月31日

長野県須坂商業高等学校長 山岸重文

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
パーソナルコンピュータ21台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
平成24年1月1日から平成29年12月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 借入場所  
長野県須坂商業高等学校
- (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並び